

議案第41号関連資料

議案第31号

選挙運動費用の支出制限額について

公職選挙法第194条及び同法施行令第127条の規定により、平成30年5月13日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙運動費用の支出制限額を次のとおり定める。

平成30年5月7日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

1 三種町長選挙

告示日における選挙人名簿登録者総数 (A)	人数割額 (B)	固定額 (C)	法定制限額 (A)×(B)+(C)
15,258人	110円	1,300,000円	2,978,400円

2 三種町議会議員一般選挙

告示日における選挙人名簿登録者総数 (A)	議員定数 (B)	人数割額 (C)	固定額 (D)	法定制限額 (A)÷(B)×(C)+(D)
15,258人	16人	1,120円	900,000円	1,968,100円

※百円未満切上げ